

高萩・北茨城広域事務組合議会定例会の回数を定める条例

昭和59年6月15日条例第3号

改正 令和元年10月9日条例第33号

高萩・北茨城広域事務組合議会の定例会の回数は、年2回とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。